**【事例研究】最近報道があった個人に対する国際課税事案についてに**

**事前確認制度を利用しませんか**

事案１：モナコ公国に住む日本人が約33億円の申告漏れ

令和6年7月22日付の朝日新聞によりますと、コールセンターの運営会社の元代表でモナコ公国に住む日本人男性（56歳）が、同社が買収された際に個人として得た所得約33億円を税務申告していなかったとして、関東信越国税局から無申告加算税を含め約6億2千万円の追徴課税を受けていたことが分かりました。

モナコ公国に住む日本人の男性は、コールセンター運営会社「日本トータルテレマーケティング」の代表者で大株主でした。この会社は2018年に博報堂グループの「博報堂プロダクツ」の子会社となりました。

子会社化にあたって、男性は事前にコールセンター運営会社のほぼすべての株式を買い集めて、約50億円で博報堂側に売却し、33億円ほどの譲渡所得を得ましたが、税務申告をしていなかったということです。

推定される国税当局の処分内容について

報道によると、この男性は10年ほど前にモナコ公国に移住したため、日本の税法上の「非居住者」に該当すると考えられます。日本での非居住者の取扱いは、「国内源泉所得」のみが課税されることになります。この国内源泉所得とは、所得税法第161条第1項三号で「国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの」とされています。したがって、コールセンター運営会社「日本トータルテレマーケティング」の株式の譲渡益が所得税法での「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に該当するか否かが課税有無検討の要点となります。

ところで所得税法施行令第281条第1項四号では、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」には次の規定があり、留意が必要になります。

・同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しは特殊関係者等に対し、又はこれらの者も若しくはその依頼する者のあっせんにより譲渡することによる所得

・内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得

おそらく、国税当局はモナコ公国に住む日本人の行為が、これらの規定の課税事実に該当すると判断したため、国内源泉所得と判断し、その譲渡から生じる所得については、非居住者であっても課税処分をしたものと考えられます。

租税条約の適用による恩典について

この日本人男性は、モナコ公国には所得税が存在しないことや、自身が日本の非居住者であることから課税されないと考えていた可能性があります。しかし、税法規定上の国内源泉所得に該当する場合には、非居住者であっても日本で課税される場合があります。モナコ公国は、日本と租税条約を締結していませんが、租税条約を締結している国との課税関係は、国内法だけでなく租税条約の適用も併せて課税関係がどうなるのかを検討する必要があります。財務省のウェッブサイトによりますと、2024年7月1日現在、日本は155か国と租税条約を締結しています。

日本が租税条約を締結する目的の一つに、二重課税の回避があります。各国は自国の国内法によって、外国税額控除などで二重課税を回避する措置を講じていますが、租税条約は、国内法のルールを修正して、二重課税の排除をより円滑に進むようにしています。それゆえ、租税条約は基本的に、非居住者に対して適用されるもので、税を免税・軽減する方向にしか作用しません。すなわち、租税条約が適用できるということは、日本の非居住者に対して、日本国は課税を免税にするか、軽減することになります。

ただし、株式の譲渡収益については、一般的に、非居住者であっても、以下に該当する株式譲渡益は、租税条約を適用しても免税されない国が多いため注意が必要です。

①不動産化体株式・・・50％超が締約国内にある不動産から成る株式など、

②事業譲渡類似株式・・会社の支配権を有する株主が、その持株を譲渡することによって、事業の経営権が譲渡先に移転する株式など

報道された日本人は、大株主ということなので、その全株式を売却すると上記②の事業譲渡類似株式の譲渡に該当する可能性が考えられます。

ちなみに日・香港租税条約を適用すると

今回の報道の日本人男性がモナコ公国ではなく、例えば日本と租税条約を締結している香港に居住していた場合を考えてみますと、日・香港租税条約の譲渡収益の該当条項は以下の通りです。

日・香港租税条約（第13条6項　譲渡収益）

「6項　１項から５項までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約者においてのみ租税を課することができる。」

１項は不動産、２項は不動産化体株式、３項は金融機関等の株式、４項は恒久的施設、５項は航空機又は船舶、のそれぞれの譲渡についての規定となっています。今回報道にありました事業譲渡類似株式は規定されていません。そのため、報道された株式は、1項から5項のどれにも該当せず、6項が適用される可能性が高いと思われます。そうなると、「譲渡者が居住者とされる締約者においてのみ租税を課す」ことになり、香港の居住者であれば締約者である香港のみ課税となります。

ちなみに、香港は、原則株式譲渡の利益については課税しませんから日本及び香港の双方で課税されないことになります。

※税務上のメリットを検討する場合、事前に租税条約上の該当性を入念に検討する必要があります。具体的な税務上の取扱いについてはGTM税理士法人にご相談ください。

事案２：パチスロ大手創業者50億円申告漏れ

令和6年7月23日付の日本経済新聞によりますと、パチスロ機メーカー大手、ユニバーサルテンターテインメントの創業者の元会長（81）が東京国税局の税務調査を受け、香港の資産管理会社の所得を巡って2020年までの3年間で約50億円の申告漏れを指摘されていたことがわかりました。すなわちタックヘイブン対策税制が適用され、追徴税額は無申告加算税を含め約27億円となりました。元会長は不服として国税不服審判所に審査請求しましたが、棄却されました。

本件の概要について

元会長は、日本より税率の低い香港に資産管理会社を設立し、親族らと株を持ち合うなどして一時は約1000億円相当の個人資産をこの会社で管理していました。同社はユニバーサル社の株を保有し、配当を受け取っていたほか、利息などの収入もあったそうです。

個人にも適用されるタックスヘイブン対策税制

そもそもタックスヘイブン税制は、外国の低税率国に設立された外国子会社を利用して利益移転を防止するための税制で、多国籍企業が税金負担を軽減するために利用する低税率国への所得移転を防ぐことを目的としています。

そのため、この税制は日本の親会社に対する税制と認識されていますが、個人にも適用されます。海外の低税率国にある会社で、日本の居住者・内国法人等が合計で50％超を直接又は間接に保有している会社を「外国関係会社」といいますが、この外国関係会社の株式を日本の居住者である個人が10％以上、直接・間接保有していれば持分に応じたその外国関係会社の所得と居住者の所得とを合算課税するリスクが生じます。

特に個人の場合は、親族一族間で株式を持ち合うケースが多く、保有している自覚がないまま結果的に10％以上保有している場合もあり、当局から指摘されて初めて認識するケースも散見されています。親族の定義も民法の規定が適用されるため、その範囲は広く、合算されるリスクが忘れがちであるといえます。

ただし、タックスヘイブン国にあっても経済活動の実態があれば課税されません。これは「経済活動基準」と言われるもので、合算されないためには、これらの基準の全てに該当する必要がありました。

・事業基準・・・・・主たる事業が株式等の保有等でないこと

・実体基準・・・・・本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること

・管理支配基準・・・本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

・非関連者基準・・・主として関連者（50％超出資者）以外の者と取引を行っていること、

又は

所在地国基準・・・主として本店所在地国で主たる事業を行っていること

本事例において東京国税局は、香港にある会社について事業実態がないと判断し、上記の「実体基準」や「管理支配基準」を満たしていないとして、タックスヘイブン対策税制を適用したと思われます。

親族一族で海外子会社を保有し、自分も親族の一員として保有している場合、特にその子会社が香港、シンガポールといった低税率国で設立された会社を保有している方でしたら、タックスヘイブン対策税制の適用の有無、特に上述の「経済活動基準」の該当性については、実際に訴訟になっているケースもあり、専門家の目線で検討されることをお勧めします。

当局は富裕層に対する調査を積極的に実施

昨年の11月に国税庁から富裕層に対する調査事績が公表されています。これによれば、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施し、申告漏れ所得金額の総額は過去最高の980億円だった、としています。調査1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,331万円となっており、所得税の一般調査に比して「富裕層」対する申告漏れは、約2.3倍となっています。

海外当局との連携強化

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な税務及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」に従って、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供しています。報告対象となる金融口座は、普通預金口座等の預金口座のみならず、年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分となっています。

例えば、A国にある金融口座に多額の資金を保有している日本人（A国では非居住者）の情報が日本の国税庁に提供され、この資料を基にして調査が行われることになります。

ちなみに令和6年1月に国税庁から公表された「CRS情報の交換件数（地域別）の推移」よれば、日本が海外の税務当局から提供を受けた情報の件数は、令和4年度で2,526,181件となっており、提供を受けた国・地域は、95国・地域となっています。そして、平成30年度の744,986件から比べると、約3.3倍となっており、今後もこの数は増加していくと思われます。

GTMでは税務調査の立会サービスを行っています

GTM税理士法人では、一般的な税務調査だけでなく、国際税務に特化した高度な専門性の高い調査への対応策も経験豊富な国税OBがアドバイスさせていただきます。また、突然の調査が入った場合でも、迅速に国際税務に関する調査に対応することができます。いつでもお気軽にお問い合わせください。

税務調査の立会、国際税務全般にお悩みがございましたらGTM税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

税理士 竹内 之真　　　電話：03-3242-0301　takeuchiy@gtmri.co.jp